

12月4日～10日は人権週間です

☎人権・同和対策課 ☎72-2111

「人権」とは、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにして持つ権利」で、誰もが持っている大切なものです。私たちは人権に守られながら生きています。改めて家庭や学校、職場や地域などの身近なところから人権のことを考え、一人ひとりが人権意識を育てていきましょう。

人権週間とは

国際連合は、1948(昭和23)年12月10日の第3回総会で、「世界人権宣言」が採択されたことを記念し、12月10日を「人権デー」と決めました。日本では、毎年12月10日を最終日とする1週間を人権週間とし、全国的に啓発活動を行っています。

今年度の「小郡市人権週間記念講演会」は中止します

「人権の花」ひまわりの種が大空へ

人権擁護委員が「命の大切さ」や「相手のことを考える心」を育むことを目的に毎年取り組んでいる「人権の花」運動。今年は、東野小学校と御原小学校の3年生児童が、ひまわりを育てました。

子どもたちは、ひまわりの種と自分で書いたメッセージを風船とともに放ち、思い思いに見送りました。



人権ポスターなどの作品をイオン小郡に展示します

市内の幼稚園や保育所(園)、小・中学校では、子どもたちが友達・家族を大切にする思い、差別をなくしたいという思いを、作文やポスター、標語などで表現しています。

人権週間にあわせて作品の一部を展示しますので、ぜひご覧ください。

期間 12月4日(土)～12日(日)
会場 イオン小郡ショッピングセンター

県内一斉無料電話相談を実施します

一人で悩んでいませんか。家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめ・差別の人権問題などの悩みがありましたら、一人で悩まずお電話ください。些細なことでも構いません。

人権擁護委員と法務局職員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

日時 12月5日(日)／午前9時～午後5時
電話 ☎0120-889-405(0120 はやくのよーご)
※携帯電話・スマートフォンからも利用できます



お詫びと訂正

広報11月15日号7ページ各種相談の12月の特設人権相談日に誤りがありました。訂正してお詫びいたします。

【誤】12月17日(金)
【正】12月10日(金)